

決 定 書

異議申出人

千葉県柏市松ケ崎 1 1 9 7 番地 1
エントピア香取 B-201 号
榑 原アリーゼ

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 5 年 8 月 7 日付けで提起された同年 8 月 6 日執行の柏市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、柏市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

本件選挙において最下位で当選人となった坂巻重男（以下「最下位当選者」という。）と 2 票差で次点になった申出人が、当該結果について、「無効票」及び「最下位当選者の票」を再点検することで、当選効力に影響する可能性があるとして異議申出したものである。

2 異議申出の理由

- (1) 最下位当選者と申出人の得票差は 2 票であり、僅差である。
- (2) 無効票が過去の柏市議会議員一般選挙のものと比較して多い。
- (3) 最下位当選者及び申出人は、氏名が「さか」で始まるため、開票作業時に分類間違いがあった可能性がある。
- (4) 選挙立会人が短時間で多数の投票用紙の確認をしていたため、無効票を中心に見逃しや確認漏れがあった可能性がある。
- (5) 選挙立会人が確認作業を急ぐよう促され、十分な確認ができなかった可能性がある。

以上のことから、無効票及び最下位当選者の票を再点検することで、当選効力に影響する可能性があるとして異議申出したものである。

決定の理由

当委員会は、申出書の要件を満たしていることから、本件異議の申出を受理し、申出人の主張を厳正に、かつ、慎重に審理した。

その結果、最下位当選者と次点者の得票差が2票と僅差であるため、申出人の求めのとおり、「無効票」及び「最下位当選者の票」について、令和5年8月31日に再点検を行った。

1 再点検の結果について

当委員会は、申出人及び最下位当選者立会のもと、投票用紙保存箱の梱包状況及び封印に異常がないことを確認した上で、「無効票」及び「最下位当選者の票」について、再点検を行った。

その結果、「無効票」及び「最下位当選者の票」において、申出人の票に異動すると認められる投票は確認できなかった。

以上のとおり最下位当選者と次点者の得票数に異動はなく、選挙会が確定したとおり、最下位当選者の当選は有効である。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和5年9月7日

柏市選挙管理委員会

委員長 榊 隆 夫

教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。